

自立支援・活動基盤強化・マネジャー設置(支援)事業の補助対象年数について

事業名	クラブ	補助 1年度目	補助 2年度目	補助 3年度目	補助 4年度目	補助 5年度目	補助 6年度目	補助 7年度目	補助 8年度目	補助 9年度目以降	
1. 自立支援事業 (日本スポーツ協会を通しての申請の場合)※	任意体	活動拠点において年間を通じた定期的な運動・スポーツ活動を実施					→				
	事業経費			法人化により直接申請が可能となる							
2. 活動基盤強化事業	非営利法人	活動拠点において年間を通じた定期的な運動・スポーツ活動を実施					→				
3. クラブマネジャー 設置支援事業 (日本スポーツ協会を通しての申請の場合)※	任意体	総合型クラブ育成の中心的役割を担うクラブマネジャーを雇用					→				
	雇用経費			法人化により直接申請が可能となる							
4. クラブマネジャー設置事業	非営利法人	総合型クラブ育成の中心的役割を担うクラブマネジャーを雇用					→	公益性の高い総合型クラブへ発展させるため、中心的役割を担うクラブマネジャーを雇用			
5. スポーツ活動推進事業 (スポーツ大会・教室の開催等)	非営利法人	事業経費						どちらか一方のみ申請が可能			→
								法人格を有するスポーツ団体として、スポーツ大会・教室等を実施			

○スポーツ活動推進事業は補助年数の期限はない。ただし、活動基盤強化事業・クラブマネジャー設置事業との同時申請は出来ない。

※日本スポーツ振興センターにおける令和3年度以降の総合型地域スポーツクラブ創設支援事業・自立支援事業・クラブマネジャー設置支援事業助成対象者は、以下のとおり変更となる。

- ・令和2年度まで：市町村、当協会、日本レクリエーション協会
- ・令和3年度以降：市町村

例えば、令和2年度に本事業1年目として補助を受けている団体が、令和3年度に本事業2年目として補助を受けようとする場合は、市町村を通じて申請を行うこととなる。